

平成25年1月31日

地方裁判所事務局長 殿
家庭裁判所事務局長 殿
地方検察庁事務局長 殿
弁護士会事務局長 殿

司法研修所事務局長 笠井之彦

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成25年度11月期採用予定司法修習生（第67期）は、平成25年1月27日採用の予定であり、実務修習日程及び修習地等は別紙のとおり予定していますので、よろしくお取り計らいください。

選択型実務修習及び集合修習については、集合修習を先に行い、後に選択型実務修習を行う各配属庁会をA班として、逆に選択型実務修習を先に行い、後に集合修習を行う各配属庁会をB班として実施することを予定しています。A班は東京、大阪を中心とした一定の各配属庁会とし、それ以外の修習地をB班とします。第67期においては、第66期同様、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山をA班、それ以外の各配属庁会をB班として実施することとしました。

なお、実務修習中の自由研究日等の運用については、平成18年4月17日付け司法研修所長書簡（別添のとおり）によりお知らせしているところですが、A班の選択型実務修習期間の最終日である平成26年11月19日は、B班の集合修習期間の最終日である同日が自由研究日となることとの均衡を保つため、前記書簡記1の(1)のAによって定められる7日間の自由研究日とは別に、自由研究日となりますので、御承知おきください。

敬 具

第67期 修習日程

修習区分	B班			A班		
	修習期間		移動日	修習期間		移動日
分野別実務修習	第1クール	第1クール開始日	25.11.27.(水)		第1クール開始日	25.11.27.(水)
		終了日	26.1.31.(金)		終了日	26.1.31.(金)
		実日数	41		実日数	41
	第2クール	第2クール開始日	26.2.1.(土)		第2クール開始日	26.2.1.(土)
		終了日	26.3.31.(月)		終了日	26.3.31.(月)
		実日数	39		実日数	39
	第3クール	第3クール開始日	26.4.1.(火)		第3クール開始日	26.4.1.(火)
		終了日	26.5.31.(土)		終了日	26.5.31.(土)
		実日数	41		実日数	41
	第4クール	第4クール開始日	26.6.1.(日)		第4クール開始日	26.6.1.(日)
		終了日	26.7.31.(木)		終了日	26.7.31.(木)
		実日数	43		実日数	43
選択型実務修習及び集合修習	選択型修習開始日	26.8.1.(金)		集合修習開始日	26.8.1.(金)	26.8.1.(金)から26.8.3.(日)(3日間)
	選択型修習カリキュラム開始日	26.8.1.(金)		集合修習カリキュラム開始日	26.8.4.(月)	
	カリキュラム終了日	26.9.22.(月)		カリキュラム終了日	26.9.22.(月)	
	終了日	26.9.26.(金)	26.9.23.(火)から26.9.28.(日)(6日間)	終了日	26.9.22.(月)	
	実日数			実日数	35	
	集合修習開始日	26.9.27.(土)		選択型修習開始日	26.9.23.(火)	26.9.23.(火)から26.9.25.(木)(3日間)
	集合修習カリキュラム開始日	26.9.29.(月)		選択型修習カリキュラム開始日	26.9.26.(金)	
	カリキュラム終了日	26.11.18.(火)		カリキュラム終了日	26.11.18.(火)	
	終了日	26.11.19.(水)	自由研究日	終了日	26.11.19.(水)	自由研究日
実日数	35	自由研究日をあわせて36日				

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記試験が行われる予定である。

2 第67期 配属地

東京(立川支部を含む。), 横浜, さいたま, 千葉, 水戸, 宇都宮, 前橋, 静岡, 甲府, 長野, 新潟, 大阪, 京都, 神戸, 奈良, 大津, 和歌山, 名古屋, 津, 岐阜, 福井, 金沢, 富山, 広島, 山口, 岡山, 鳥取, 松江, 福岡, 佐賀, 長崎, 大分, 熊本, 鹿児島, 宮崎, 那覇, 仙台, 福島, 山形, 盛岡, 秋田, 青森, 札幌, 函館, 旭川, 釧路, 高松, 徳島, 高知, 松山

平成18年4月17日

地方裁判所長 殿
地方検察庁検事正 殿
弁護士会会長 殿

司法研修所長 相良朋紀

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、新司法修習及び現行型司法修習では修習期間が短縮されるとともに、新司法修習では選択型実務修習が導入されることを踏まえ、実質的に修習期間を確保しつつ、自由研究日等の運用のあり方を明確にしその適正化を図るために、下記1の基準を定めましたので、よろしくお取り計らいください。

なお、運用に当たっての参考事項は下記2のとおりです。

敬 具

記

1 自由研究日等の運用基準

(1) 実務修習中の自由研究日は、次のとおりとする。

ア 新司法修習では、夏期自由研究日を廃止し、分野別及び選択型実務修習期間中に7日間を限度として、自由研究日を司法修習生に与えることとし、配属庁会間の協議により日程を定める。

イ 現行型司法修習では、10日間を限度として自由研究日を司法修習生に与えることとし、うち5日間を夏期(7月20日から8月31日まで)に当て、その余の5日間をその他の期間に当てることとし、配属庁会間の協議により日程を定める。

(2) 自宅起案日は、修習指導担当者が出張等で不在になるなど、真に必要性のある場合に限り与えることとし、当該日の修習に相当する程度の事前課題の指示

と、その指導を行うこととする。

- (3) 修習指導担当者の修習のための指示により出勤することを要しない日は、廃止する。
- (4) 集合修習期間（現行型司法修習の前期・後期修習期間を含む。）における自由研究日は、カリキュラム編成の中で定める。

2 自由研究日の運用について

(1)について

これまで、自由研究日は、その設定権者が誰であるか不明確であったため、配属庁会がその設定権者であることを明確にした。

これまで、司法修習生に与えられる自由研究日の日数は、配属庁会又は指導担当者の実情に応じて設定されていた。その結果、司法修習生の間で実質的な修習をした期間に不均衡が生じる例も見受けられたところである。そこで、自由研究日の日数は、各司法修習生に対し一律に定め、配属庁会間で協議の上、日程を定めることとした。自由研究日の定め方は、例えば、新司法修習における7日間の自由研究日の場合は、年末年始に2日、その他で5日などと配属庁会で同一の日に設定する、又は修習単位ごとに数日ずつ配分し、具体的な日は各配属庁会で定めるなど、いずれの方法で設定しても差し支えない。

なお、新司法修習では、従前、夏期自由研究日を設定していた7月20日から8月31日までの期間は、選択型実務修習期間又は集合修習期間と重なり、配属庁会による一律の設定は難しくなることから廃止することとした。

(2)について

指導担当者の個別の事情により、やむを得ず出席を要しない日を設定する必要性が生じた場合、(1)により、自由研究日の設定はできないことになるが、特に弁護士事務所の指導担当弁護士においてそのような事情が生じた場合、修習に当てられる期間が短くなっていることを踏まえて、相応の課題を与えて自宅起案日とすることとした。

(3)について

従来、裁判所と検察庁の土曜日の一部の閉庁に対応して、修習指導担当者の個別判断により出勤することを要しない日として認めていたものであるが、導入時の趣旨を超えた適切でない運用がみられないではないことから、これを廃止した。今後は、修習指導担当者のやむを得ない理由により、修習をさせられない場合には、自宅起案日を利用していただくことになる。